

第 3 回朝来市地域コミュニティの在り方懇話会議事録

日 時	令和 6 年 12 月 26 日（木）15:00～17:00
場 所	朝来市役所本庁 4 階 401・402 会議室
出席者	委員：大杉委員、柏木委員、衣川委員、小島委員、松原委員、池野委員、山本委員、 天野委員、習田委員 事務局：一ノ瀬部長（まちづくり協働部）、足立高光課長、坂本副課長、 高階係長（以上、市民協働課） 関係課：谷田課長（生野支所）、小西課長（山東支所）、 足立尚幸課長（朝来支所） 支援業者：戸田、一宮（以上、丹波ひとまち支援機構）
欠席者	中尾委員
傍聴者	なし
議 題	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 4 協議事項 5 その他 6 閉会
資 料	・次第 ・委員名簿 ・資料 1：第 2 回懇話会議事録 ・資料 2：第 3 回各ワーキング結果要旨まとめ ・資料 3：朝来市地域協働の指針（たたき台） ・資料 4：今後のスケジュール

1 開会

足立高光課長より開会の旨、挨拶を行った。

2 あいさつ

一ノ瀬部長：皆さん、こんにちは。12 月に入り、年の瀬も迫っております。市役所では明日が御用納めという日です。非常にお忙しい中、ありがとうございます。世間ではインフルエンザやコロナ等の感染症が流行していますので、十分に注意していただきたいと思います。日頃は朝来市のまちづくりに、それぞれの立場でご尽力いただき、心から御礼申し上げます。本日は第 3 回の朝来市地域コミュニティの在り方懇話会の開催となります。今年は 10 月、11 月にまちづくりフォーラムを実施しました。「新たな地域協働の姿」をテーマのひとつとして、11 ある地域自治協議会をすべて周り、市民の皆さんにお知らせし、ご意見をいただきました。また 12 月議会が一昨日、最終日を迎え、一般質問でも地域協働についての質問をいただきました。また 12 月 19 日には総務委員会の一般会議があり、市議会議員の皆様と地域自治協議会

事務局長の皆様との懇談会もありました。非常に注目を集めている内容だと思っています。今日は第2回懇話会の振り返りや各ワーキンググループ（以降「WG」と記載）からの報告、協議事項では、地域協働の指針案と今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

足立課長：本日、中尾委員から欠席のご連絡をいただいております。それでは次第に沿って始めさせていただきます。3番の報告事項になります。以降の進行は大杉座長にお願いいたします。

大杉委員：本日もどうぞよろしくお願いいたします。一ノ瀬部長からご挨拶があったように年の瀬です。私が参加できませんでしたが、各WGで活発な議論をいただいたことが今日の報告事項として上がっております。私も拝見して、非常に充実した議論をされていると思っています。今日は指針案を提示いただき、これを基に指針を決めていくことになります。とても重要な会議になりますので、みなさんより様々な角度からご意見をいただきたいと思います。それでは、次第の報告事項（1）第2回懇談会の振り返りについて、事務局からよろしくお願いします。

3 報告事項

(1)第2回懇話会の振り返りについて 資料1

坂本副課長：失礼します。資料1をご覧ください。こちらが第2回懇話会の議事録です。8月26日に開催しました。私から報告をさせていただきたいと思います。（以降、資料1の記載内容に沿って説明を行った）

大杉委員：ありがとうございます。次に各WGからの報告をお願いします。

(2)ワーキンググループからの報告 資料2

<自治組織の関係性 WG>

小島委員：自治組織の関係性WG長の小島です。資料2の2・3ページです。（以降、資料2の2～3ページの記載内容に沿って説明を行った）

今年度、地方自治法が改正され、地域自治協議会などの地域運営組織を「指定地域共同活動団体」として指定できる制度が新たに施行されました。まさに地域自治協議会そのもののことを明記した条文です。今後2040年を見据えた地域共同体制の在り方が調査会で求められ、条文化されたということです。その点もこの指針に方向性として明記することもあるのではないかと思います。

大杉委員：ありがとうございます。続いて生活課題対応WGから報告をお願いします。

<生活課題対応 WG>

習田委員：失礼します。生活課題対応WGの習田と申します。よろしくお願いします。生活課題対応WGでは災害、移動支援、農地、空き家対策と移住者の受入れについて話し

合いました。論点から順番に報告いたします。(以降、資料2の4～5ページの記載内容に沿って説明を行った)

大杉委員：ありがとうございます。続いて自治協の在り方WGから報告をお願いします。

<自治協の在り方WG>

松原委員：本日WG長の中尾が欠席しておりますので、私、松原からご報告させていただきます。(以降、資料2の6～7ページの記載内容に沿って説明を行った)

大杉委員：ありがとうございます。最後に支援体制WGから報告をお願いします。

<支援体制WG>

柏木委員：柏木です。よろしくお願い致します。(以降、資料2の8～10ページの記載内容に沿って説明を行った)

大杉座長：ありがとうございます。ご意見、ご質問はありますでしょうか。

(意見・質問等は無し)

この後の議論の中で、また頂けたらと思いますので先に進めさせていただきます。

次第4の協議事項に入ります。朝来市地域協働の指針(案)について、資料3の説明をお願い致します。

4 協議事項

(1)朝来市地域協働の指針(案)について 資料3

坂本副課長より朝来市地域協働の指針(案)について資料3を用いて説明を行った。

大杉座長：ありがとうございます。残りの時間は全てこのたたき台に対するご意見、ご質問にあてたいと思います。どなたからでも結構ですがいかがでしょうか。まず各WGで議論されたことが反映されているか、あるいはそのまま反映できなかったとしても納得できる形になっているかも含めてご確認いただいて、ご意見をいただけるとありがたいと思います。

柏木委員：参画と協働と市民自治について自治基本条例でも謳われている中で、全体的な参画と協働の支援はこれから計画ができていくという位置付けは整理された印象です。その中で先ほどのWGでお話をした「自治」という言葉の使い方ですが、市民自治と地域自治の整理はできていると思いますが、10ページの「地域自治とは」に住民自治と団体自治という表現があります。住民自治について記載されている箇所を探しましたがどこにも出てきていないのではないのでしょうか。そうすると住民自治と言う必要があるのか、気になっています。地域自治と置き換えても伝わるのではないのでしょうか。もし住民自治という表現を敢えて使っているのであれば、意図を教えていただければと思っています。そして25ページの図(庁内における「支援体制」の概要)にチーム支援の体制を追加した方が良いという意見がWGで出ていたので

今回追加いただきましたが、スーパーバイザーはあくまで外からの支援を担うので、チーム支援の体制には入らないことを私はイメージしています。この図でチームがどこを指すのかが非常に重要だと思っています。本庁の役割はチームへの研修や全体のグランドデザインをすることで支所と重層的支援体制の人員でチームを作ることが WG で議論していた際の私のイメージです。さらに 24 ページの図（参考図：朝来市の地域自治協議会の役割と体制のイメージ図（案））との関連も含めて 1 枚の図に統合したほうが良いのではないかと考えています。支援体制 WG でも 24 ページの図に地域自治協議会がコーディネーター役になって、地域内の生涯学習グループや市民活動を補完して支援していくことや区を補完して支援していくことも含めた支援体制の構築をイメージしていました。それぞれの関係が図で整理できると、どこがどう支援するのが分かりやすくなります。支援内容が多く記載されていますが、全て市役所で担うことが出来るのかという声も出ていました。

大杉座長：ありがとうございます。大きく 2 点ですね。こちらについて事務局はいかがでしょうか。

坂本副課長：庁内における「支援体制」の概要図で、支援チームの中にスーパーバイザーが入っていることですが、支援チームに対するスーパーバイザーの助言というものが本来意図しているところです。柏木委員のご意見について他の委員から意見がないのであれば、スーパーバイザーがチームの外に出てチーム全体に対して助言する表現に変更できればと思います。

大杉座長：私からも質問をさせていただきます。このスーパーバイザーの位置づけとして、支援体制の中の新人職員に対するスーパーバイズが主で、さらに支援チームが地域での中間支援機能を担っていく際に、スーパーバイザーも同行することがあるということだと思っています。ただ、それは一時的なものにしか過ぎないので、支援チームと同列に扱うのは違うのではないのでしょうか。そこをどのように整理するのか明確にしておいた方が良いと思います。さらに 1 点目ですが、坂本副課長いかがでしょうか。住民自治、団体自治等についてですが、端的に私もその表現はなくて良いと感じました。先ほどご指摘いただいた通り、住民自治、団体自治等と言わなくても通じると思います。

坂本副課長：ご意見をいただいた内容について、分かりやすく整理させていただきます。

大杉座長：他のワーキングからはいかがでしょうか。

小島委員：内容が多く、どこをどう見れば良いのか分からないというのが正直なところ。混乱してしまうので、敢えて住民自治という表現を入れなくても良い気がしています。他の表現を包括して朝来市では地域自治という表現で良いのではないのでしょうか。さらに支援に関する内容が多く、支援体制を構築するためにパワーを使い過ぎて実際の支援には至らないのではないのかという危惧があります。誰が何を支援するのがもう少し見えた方が良いと感じました。空き家対策・移住者の受け入れに関しては、空き家バンクがあれば人が来るというわけではなく、それを機能させるために移住者を受け入れる側の意識が大事なのではないかと感じています。

大杉座長：ありがとうございます。支援体制への懸念は今回の指針の大きな特徴でもあります。皆さんもここまで書き込んで大丈夫なのか、と感じられたのではないのでしょうか。

庁内での調整を進められているとは思いますが、今のところの感触はいかがでしょうか。

坂本副課長：今日、初めて指針のたたき台を委員の皆さまに配布しました。今後のスケジュールとして、この指針のたたき台を基に庁内各関係課にヒアリングをする予定です。その中で、記載のある取り組みについて実現が難しいという意見が出た際には書き方を調整させていただく場合もあると思います。

大杉座長：悪いシナリオを想定したくはないのですが、場合によっては広範囲に記載内容が削られる可能性があるということでしょうか。

坂本副課長：可能な限り削らずに進めたいと思っています。削りすぎると指針の役割がなくなりますので、その辺りも関係課と協議し探りたいと思っています。

大杉座長：10年ぐらいを目処にした指針ですので、このような姿を目指していく、ということで記載することは考えられます。ただ、実現可能性がないことが明らかになった場合はそうではないと思います。書かれていることを朝来市でどこまでやれるかも考えなければいけないですし、他の自治体ではどのようにやっていて、仕組みとしてどのように実施しているのかを参考にしながら考えていく必要があります。例えばもう少し工夫しながら地域自治協議会の運営面に関する支援を、市と支所のどちらがやりやすいのかもそれぞれ異なると思います。例えば支所が関わる場合はこのような方法が良いとか、地域の担当職員の場合はこちらの方が良いとか、スーパーバイザーが入るのであればこのようにやってもらった方が良いということを整理する必要があると思います。ぜひその点も含めて庁内調整を行っていただけると良いと思います。他のWGでどうでしょうか。

天野委員：生活課題対応WGでお話をしましたが、37ページの空き家対策・移住者の受け入れに係る「①現状・課題」に移住者の受け入れについての内容を拡充した方が良いのではないかという意見がありましたので、一言でもあった方が良くないと思いました。

坂本副課長：資料2の生活課題対応WGに該当する中で7番に移住者の受け入れについて意見が出ていますし、移住を目的にしない方への情報発信も重要ではないかという意見も出ていました。空き家に関する現状で、そちらの内容が抜けていると感じますので追記します。

大杉座長：よろしいでしょうか。自治協の在り方WGからはいかがでしょうか。

松原委員：地域自治協議会の役割が相当重く記載されており、実現するには相当の人材確保が必要だと感じています。区の力が高齢化やコミュニティの希薄化によって失われていく中で、地域自治協議会もそれに追随するような形になってしまっているのが現状だと思います。地元企業や事業所のバックアップや連携も必要と感じています。私は市職員でもあったので市役所の仕事が増え、人が減る状況はよく分かっています。そのような現状の中で新たに連携できるのは地域の事業所だと思います。事業所も社会の中では活力が減退してきていますが、まだ良い方だと感じています。

大杉座長：事業者も事業の内容によって、地域との関わり方が違うと思います。それぞれ事業者としての目的がありますので、地域にどれだけ深く関わっていけるか、どれだけそこにエネルギーを割けるか差があります。地域と関わることでプラスになるような事業者には、地域側からも関係性をつくっていく体制づくりが必要だと思います。

これまで地域自治協議会で事業者との関係など、事例はありますでしょうか。

松原委員：和田山地区地域自治協議会には自然生活環境部会という部会があります。地域の環境美化に努める方針の部会です。地域自治協議会の部会員だけでなく、近隣の事業者にもご協力いただき、合同のクリーン作戦を実施したことがあります。他にもイルミネーションを実施する事業があり、1日だけイベントを開催しました。その際、事業所の方に着ぐるみを着て参加いただき、賑やかにしてもらいました。地域自治協議会の事務局と地域の間にも少しでもそのような連携が出来れば、まだ面白いことができると思います。

大杉座長：ありがとうございます。指針案の24ページの図（参考図：朝来市の地域自治協議会の役割と体制のイメージ図（案））にもありますが、地域自治協議会の中には地域の事業者も位置づけられています。同じように地域的な活動や参加は難しいかもしれませんが、いかに関係性を深めて展開していくかが重要だと感じました。

山本委員：全体的に良く出来ていると思います。文言で気になるのは、取り組みます、構築を目指します、研究します、図りますという言葉が多いことです。言い切ると後で出来なかった場合に突っ込まれるため、このような表現になっていると思いますが、この中でも重要で絶対やらなければいけないことはあるはずで、それについては言い切ることも大事だと思います。一部でも「やります」という表現の記載があると良いと感じました。

大杉座長：貴重な指摘ですが、どうでしょうか。

坂本副課長：先ほど申し上げましたように、指針案を基に庁内調整していきますが、ご指摘があったことを踏まえて調整したいと思います。指針は具体的な方策やアイデアを盛り込まず、方向性や課題を整理したものを記載することにしていきます。従ってそのような表現になってしまうことがあると思いますが、書きぶりは関係課と調整できると思います。

大杉座長：方向性として10年後を見据えていることから、「やります」「やり遂げます」と言えないところだと思います。ただ、やらなければいけないこともあり、幾つかそのような表現で書ける箇所もあると思います。これまでコメントという形で進めてきましたが、指針が出た後のアクションプランとして何年にどのように進んでいくというイメージはあるのでしょうか。例えば期限を切って、いつまでに実施するということを明確に打ち出して、進捗状況を確認することもできると思います。既にある総合計画など、他の計画も跨っていることもあると思いますので、指針との関係を整理して見える化していくことも必要だと思います。

坂本副課長：指針案3ページで、朝来市第3次総合計画について書かせていただきました。総合計画の指標も見ながら、例えば地域自治協議会の活動に参加された方の割合などが出ています。そのような指標を追っていかれたらと考えています。さらに39ページでは、地域自治協議会の評価・確認や指針の見直しについても書いています。この辺は来年度以降、その時々を取組状況などを皆さんにご確認いただき、ご意見もいただきたいと思います。

大杉座長：指針案39ページに今後の取組について、特に4つ目の進捗管理が出ています。ご指摘いただいたところはこの部分で対応していくと思いますが、ただこの指針のまま

だと、どう検証していくのか、どう進捗を管理していくのかが明確ではありません。来年度にそちらをさらに検討する中で、少し具体的な KPI・指標のようなものを設定することや、書かれていることをどれだけ実践できたかについては、必ずしも数値だけで示せるようなものではないと思いますので、そういったことをきちんと地域の住民の方々、市民の方々が納得いく形で進めていくことが重要と思います。

衣川委員：財源の話です。地域自治協議会を運営される中で、基本は交付金で運営されていると思いますが、自主財源の確保という観点で特産品を販売して収益化していくなどの取組をされるところもあると思います。各地域自治協議会で十分に出来ないとは思いますが、指針の目指すべき方向性という意味合いで記載することも必要だと思っています。

坂本副課長：交付金以外の資金調達について、指針案 21 ページ⑤で「交付金以外にも必要な地域活動に充てられる財源を確保できる組織運営に取り組んでいくこと」という形で記載しています。

大杉座長：コミュニティビジネスのような方法で収益を出すことや、地域でクラウドファンディングを実施するという方法もあります。ただ急に出来るわけでもないの、それに対する支援の在り方や体制が可能かにもかかってくると思います。自分たちでもやってみたいが力不足なので実現していない、あるいはすでにやっていることがあれば教えていただければと思います。

小島委員：一番手っ取り早いのは市の事業を担うことだと思います。朝来地域自治協議会では 300 万円で事業を受託し、それを自主財源にいろいろな活動に取り組んでおられます。そのように市の事業を受託するのが一番の自主財源として手っ取り早いのではないのでしょうか。

大杉座長：先ほど小島委員から自治法改正についても紹介がされましたが、今回、地域自治協議会が市からの事業を受託したときの会計の事務負担や雇用がどの程度創出されるかなど、いろいろな問題も出てくるかと思っています。そちらへの支援のあり方とも、今後さらに進めていくことを考えていかなければいけません。一律に実施することではないとは言え、少し将来を見据えてそういった要素は入っても良いと思います。

池野委員：地域自治協議会が担うことが書いてありますが、空き家対策は市の問題でもあります。それを地域自治協議会が担えるのだろうかと考えています。農地の管理についても地域自治協議会で担うのは難しいのではないのでしょうか。さらに地域自治協議会の評価についてですが、進捗管理ができるのだろうかと感じました。

坂本副課長：地域自治協議会が空き家のことや農地のことを解決できるのか、というご質問ですが、農地に関しては広域的な形で地域自治協議会に取り組んでいただけないかという話があると聞いています。取り組めるのであれば直接的に地域自治協議会が解決する形になると思います。先ほどの空き家の関係では地域に使えるような空き家があった場合、市の空き家バンクに繋ぐことや各区で使えるような空き家の情報を吸い上げることを想定しています。地域自治協議会では人材育成に向けて研修をしていただくことや、地域の方とやりとりいただいて担い手を確保することなどを重点的に担っていただき、地域課題を解決するための情報を提供いただくことになると思っています。

大杉座長：評価というのは、地域自治協議会の通信簿ではありません。この指針がどれだけうまく進んだか、行政や他の主体との関係性によって進展しない場合は、指針のあり方自体の見直しにつなげていく必要があります。個別の地域自治協議会の評価をしようということではありません。

小島委員：空き家対策に関して先日、滋賀県高島市に行きました。6つの自治体が合併している地域です。高島市が運営している空き家バンクがありますが、市が運営することで人を選べないという課題があるそうです。高島市にも朝来市のような地域自治協議会が旧町単位に存在します。その役割として空き家のお見合い制度をされており、協議会で把握している空き家を移住者とマッチングしています。不動産業ではなく、あくまでも個人間の取引です。その契約の仕方もいろいろあり、DIY 可能など多様な契約方法を提示して空き家を流動化させる仕組みをされていました。市の運営する空き家バンクとは別に、地域が運営する不動産屋として、人と空き家を繋ぐものがあるのも良いとその事例を見て思いました。農地土地利用に関しては、区で担っている多面的機能をより広域化し、そちらに対して支援することが良いのではないかと思います。

大杉座長：貴重な情報提供をいただきました。朝来市の地域自治協議会や、あるいはもう少し小さい単位で地域独自の法人を立ち上げて不動産取引をしている場所が全国にもあります。やらなければいけないと思って地域の中でやっているところが地域の規模に関わらず実施しています。空き家バンクはあくまでも不動産情報誌のようなもので、情報を提供しているだけです。一つの手がかりとしてこれだけの空き家があることは発信できますので、もちろん意味はあると思います。ただ空き家バンクの仕組みをつくったので利用者が入るということではないと思います。地域の側がアクションを起こして実施していかないといけません。先ほど WG の中で土地所有者の不明問題のことを言われましたが、行政で窓口になっているはずですが、ご確認いただければと思います。朝来市でも都市政策課などが窓口になり、対応できる建て付けになっていることが情報としてお伝えすべきかもしれません。

柏木委員：奥銀谷でも地域自治協議会は仲介役になり、相談窓口も含めてつないでいく役割が必要ではないかという議論になっていました。指針案 18 ページ「地域自治協議会の役割と今後の在り方」で人と人をつなぐことが書かれていますが、農地や空き家の問題、支援に関わる部分、暮らしに関わる部分も仲介役としての地域自治協議会の在り方が重要だと感じています。指針案 19 ページ「暮らしを支える役割」と書いてありますが、人と人の観点が強く、小島委員がおっしゃられた課題に対して仲介やつなぐ役割が読み取りづらいと思います。地域自治協議会の今後の役割や在り方は、人と人をつなぐだけではなく地域の資源や課題に対する相談窓口やつなぐ役割についても盛り込んで良いのではないかと思います。もう一つは池野委員から意見のあった評価についてです。明石市では地域自治協議会の皆さんが、会議が対話の場になっているか、多様な人たちが参加しやすい雰囲気になっているかなど、自己点検するチェックシートを作成しています。指針案 39 ページ(3)「指針を活用した地域自治協議会の評価の確認」に取組内容の改善を進めると書かれていますが、地域自治協議会の中の人や財源の問題で改善がうまくできない可能性もあり、市役所が

どんなに改善を進めろと言っても進められません。そのような場合に地域自治協議会が改善を進めていけるよう、どう支援をするかの観点で文章を書く必要があると思いました。

大杉座長：地域協働や共助の仕組みの核に地域自治協議会があるということは、行政が責任を持って支援をしていくことでもあります。「共助は全て地域自治協議会だけでやりなさい」という丸投げでは意味がありません。そちらは誤って捉えないようにしなければいけません。指針案 10 ページ「補完性の原則の考え方」が書かれています。互助や共助は完全に分かれるものではありませんが、「個人でできないことは、まず家庭や親戚で（互助）」について血縁関係だけではなく、仲間同士など face to face の関係、そして自治会や区は基本互助だと思います。次に共助と書かれている部分ですが、こちらは互助と共助が入り交じっていると思います。さらに地域自治協議会は完全に共助で、行政もそちらに入って重要な役割を担うという捉え方が良いのではないのでしょうか。以上が一般的な自助、互助、共助、公助の捉え方だと思います。そこはもう一度検討していただければと思います。

天野委員：この場合はどうしたら良いのかと思った私自身の経験を発言します。私は小さな団体で活動していて、一つは朝来市とその周辺地域の子育てに関する情報を発信するグループ、そしてもう一つは朝来市の自然を生かした、外に出て楽しむという親子サークルです。私は和田山に住んでいますが、和田山以外の地域や但馬全体で活動をしています。その場合、活動団体として何か相談したいときは住んでいる地域の自治協議会に相談することになるのでしょうか。また、以前 NPO に関わり、子どもに関するイベントを開催しました。その際、地域自治協議会の協力を得て開催したことがあるのですが、その地域に住んでいる子どもしか呼べない条件になってしまいました。そのようなことから地域自治協議会の間に壁があるのではないかと感じています。指針案 24 ページの図（参考図：朝来市の地域自治協議会の役割と体制のイメージ図（案））に地域自治協議会という大きな丸がありますが、実際は小さな丸がたくさんあり、その小さな丸に入ると、大きな活動ができない場合があるようなイメージを持っています。その辺りが指針の中でどのように記載されているのかまだ読み取れていませんが、気になりました。

坂本副課長：これまで地域自治協議会は地縁団体としての活動がメインでしたが、今回の WG や委員の皆さんからテーマ型で活動するグループも大事にしたいという意見が出ていました。それに伴って指針案ではテーマ型の活動や地域自治協議会を跨った交流についても記載しています。次にどちらに質問や相談をするべきかについて、今のところ地域自治協議会の担当地域での活動や地域自治協議会が取り組まれている活動の中での取り組みであれば、その地域自治協議会が相談窓口だと思います。もう少し広域、朝来市での活動であれば、市役所に声をかけていただければ、内容によって必要なところへお繋ぎすることになると思います。

大杉座長：市民活動団体もそうですし、企業や事業者も当然ながらそのエリアを超えて活動しています。そういった方々が入りやすいようにどう工夫すれば良いのか、もう少し事務局で考えていただければと思います。地域をまたがった活動に関して、相談者の方が戸惑うことのないように地域自治協議会が連携できるあり方を考えていく必

要があると思います。他にいかがでしょうか。

衣川委員：住民という表現の中に若者、子ども、高齢者なども含まれると思いますが、外国人労働者も含まれるのではないのでしょうか。人材不足もあり、外国人実習生が今後増えていくかもしれません。そのような外国人の住民にも困りごとがあるのであれば指針に記載すべきだと思います。大杉座長や柏木委員、都市部の事例などありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

大杉座長：朝来市でも外国人実習生を受け入れているところはあるのでしょうか。

坂本副課長：実習生という形でもありますし、最近、空き家バンクも外国人の方の申請が多い状況です。ただ地域内で外国人の受け入れに関するトラブルはあまりないという印象です。また地域活動に外国人の方がどのぐらい参加されているかは把握できていません。その辺りご存知の方いらっしゃいましたらお聞かせいただければと思います。

大杉座長：外国人の若い世代の方が活動の中心になっているところがあります。日本のことを知ってもらうためにも地域のイベントや活動に参加してもらっているところもあります。恐らく朝来市でもそのような地域もあるのではないのでしょうか。皆さんからご意見があればお願いします。WGの中では特に外国人の方に関する話題などなかったのでしょうか。

坂本副課長：WGでも出ていなかったように思います。フォーラムのご意見やアンケートにもなかったと認識しています。

大杉座長：懇話会委員に外国人の方がいませんので、意見が出にくいということもあるかもしれません。

一ノ瀬部長：経済振興課が地域の企業を周った際に、企業が外国人実習生の受け入れ準備や生活面の支援を担っているという話がありました。地域の方々と交流してほしい企業もあれば、逆にあまり交流してほしくない企業もありました。朝来市としては、日本語教室で勉強をする支援をしているようです。

大杉座長：もう時間も迫っておりますので、最後に何かあればぜひお願いしたいと思います。（意見・質問等は無し）

何かお気づきであれば、事務局に直接お伝えいただければと思います。では今後のスケジュールを事務局からお願いします。

(2)今後のスケジュールについて 資料4

坂本副課長より今後のスケジュールについて資料4を用いて説明を行った。

大杉座長：このようなスケジュールが予定されているということですが。いかがでしょうか。

柏木委員：今日の皆さんのお話を受けて、支援体制の支援のボリュームがとても多いので、大丈夫なのか不安ではあります。さらに何を支援するのか明確にすべきだというご意見もありました。全てを10年間やり続けるのではなく、その時々違う状況で段階をどう見せるのかも論点だと思っています。庁内調整の中で大きく削ることや見せ方を変えることがあって良いのか、場合によっては支援体制WGだけでも、もう一度開催した方が良いのかもしれない。

大杉座長：ありがとうございます。懇話会の設置期間はどうなっていますか。

坂本副課長：懇話会の要綱では3月末までになっています。事務局としては支援業務や指針の確定は、年度内を目標にしています。ただ進捗状況の管理等に関しては、来年度以降も皆さんに継続してご確認いただけるよう予算要求を行っております。支援体制については専門職員の配置に関して来年度以降の人事案件にもなっていますので、今、確約するのは難しいのが現状です。スケジュールとしては、今年度中に指針を策定させていただき、来年度はどこかのタイミングで進捗状況を皆さんにお示しする機会を設けたいと思っています。

大杉座長：目標どおり今年度中に終わらせるようにしていただきたいと思います。ただ、その調整の結果次第では来年度も何らかの懇談会が続いていくとすれば、年度内に予定していることについても柔軟にお考えいただくことも必要ではないでしょうか。その中で支援体制WGについては再度開催し、議論していただいても良いと思っています。他のWGは終了しているので参加されたい方は参加されて、私も都合がつけば参加してもいいかもしれません。指針としてしっかりとしたものをつくって、市民の皆さんにお示しするというのが一番重要なのかと思います。そこも含めて庁内調整を図っていただきたいと思います。他にないようですので、次第のその他、今回の懇話会について事務局よりご説明をよろしくお願いします。

5 その他

(1) 次回の懇話会について

坂本副課長：先ほどのスケジュールを見てください。パブリックコメントの実施に向けて、今日のご意見と年明けの庁内ヒアリングを踏まえ、2月上旬ごろに第4回目の懇話会を開催したいと考えています、皆さんのご予定がいかがでしょうか。

大杉座長：2月上旬で本当に大丈夫なのでしょうか。

柏木委員：今日の支援体制に関する意見について、庁内で根本的にブラッシュアップされるのであればWGの開催は必要ないと思いますが、このままになるのであれば支援体制WGを開催し、内容の検討が必要だと思いました。

坂本副課長：各課のヒアリングを1月14日から17日の週で予定しています。その際に柏木委員からご意見があった支援体制の関係について総合政策課、総務課、重層的支援体制整備事業に係る内容もあるので社会福祉課を合わせて調整し、整理して2月上旬の懇話会に間に合うようにしたいと思います。

大杉座長：次回の懇話会の日程について今、具体的な日程を決めなければなりませんか。

坂本副課長：それでは後日、皆さんに連絡をさせていただき調整します。よろしくお願いいたします。

6 閉会

大杉座長より閉会の旨、挨拶を行った。